

変更の背景

国の「農用地等の確保等に関する基本指針」が改定(令和7年6月27日)されたことにより、農業振興地域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、「奈良県農業振興地域整備基本方針」を変更する

No.	変更要因	変更内容
①	国基本指針に基づき令和17年を目標とする確保すべき農用地の面積目標を設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 14.2千ha(目標年:令和12年) → 14.0千ha(目標年:令和17年)
②	現県基本方針策定以降に生じた関係法令の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法改正による文言等の整理・変更 <ul style="list-style-type: none"> 【 農業経営基盤強化促進法の改正(令和5年4月1日施行) 】 (「人・農地プランの実質化」 → 「地域計画」) 【 農地法の改正(令和5年4月1日施行) 】 (「下限面積の撤廃」 → 削除)
③	現基本方針策定以降に生じた県新規施策を反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手確保の一つとして企業の農業参入の支援を追加 ○ 主要作物の構想の変更(花き類、茶、畜産) ○ 農業の継続性への取り組みについて追加 ○ 企業の農業参入の積極的な支援について追加 等